

## 佐賀県居住支援協議会会則

### (名称)

第1条 本会は、佐賀県居住支援協議会（以下「協議会」という。）という。

### (目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る必要な措置について協議することにより、佐賀県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

### (協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人等に対する次の事項について協議を行う。

- 一 情報の提供等の支援に関すること。
- 二 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 その他目的達成のために必要な事項。

### (構成団体等)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係団体及び関係行政機関等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- 2 協議会には会長及び副会長をおく。
- 3 会長は、会員の互選とし、副会長は、会長が指名する者とする。
- 4 入会及び退会がある場合については、構成団体の過半数の承認を得るものとする。
- 5 協議会は、必要に応じて有識者等の出席を求めることができる。

### (役員の任務)

第5条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

### (会議の招集等)

第7条 協議会の会議は毎年適宜開催するほか、会長が必要と認めた場合又は構成団体の3分の1以上の請求があった場合には、その都度開催する。

- 2 協議会の構成団体は、関係機関の連携を図るために、各種検討・協議・調整等を協議会の会議において行うだけでなく、これを日常的にも密接に行うよう務めるものとする。

( 部会 )

第 8 条 協議会には部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって構成し、部会長が招集する。

3 部会長及び副部会長は、部会の構成員の互選とする。

4 部会長は、部会の運営に当たり、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

( 事務局 )

第 9 条 協議会の事務局は、佐賀県県土整備部建築住宅課におく。

( 秘密の厳守 )

第 10 条 構成団体及び有識者等は、協議会の協議において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

( 雑則 )

第 11 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この会則は、平成 25 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

1 この会則は、平成 27 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

1 この会則は、平成 28 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

1 この会則は、平成 30 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

1 この会則は、令和元年 9 月 3 日から施行する。

別表(第4条関係)

構成団体			
宅地建物 取引業者	公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会		
	公益社団法人全日本不動産協会 佐賀県本部		
居住支援 団体等	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会		
	居住支援法人		
地方公共 団体	佐賀県住宅行政連絡協議会(各市町)		
	佐賀県	地域交流部	国際課
		健康福祉部	福祉課
			長寿社会課
			障害福祉課
		健康福祉部 男女参画・こども局	こども未来課
			こども家庭課
		県土整備部	建築住宅課